

ハーモニーファームカサマ「あいあい農園」

会 員 規 約

第1条 総則

本規約は、南指原管理組合（以下「管理者」という）が管理運営し、笠間市農政課が支援するハーモニーファームカサマ「あいあい農園」（以下「農園」という）が、会員に提供するサービス（以下「本サービス」という）について必要な事項を定めるものとする。

第2条 目的

本農園は、笠間市の豊かな自然と恵まれた環境の中で、農作物の栽培と自然とのふれあいを通して、会員相互の親睦と地域との交流を図ることを目的とする。

第3条 名称

農園の名称は、ハーモニーファームカサマ「あいあい農園」と称する。

第4条 所在地

農園の所在地は、茨城県笠間市本戸4290番地2とする。

第5条 会員の資格

1. 農園の目的や趣旨を理解し賛同できる者とする。
2. 農園並びに周辺環境や景観を保全できる者とする。
3. 農園の会員規約やルール等を遵守できる者とする。

第6条 入会手続き

1. 入会申込み希望者は、別紙「あいあい農園 会員申込書」に必要事項を記入のうえ、笠間市役所農政課へ提出するものとする。
2. 管理者は、入会申込者に対し、必要な審査を行い、会員の許可、不許可の決定を行うものとする。

なお、次のいずれかに該当するものは、不許可とする。

- ①会員申込書に、虚偽の記載をしたことが発覚したとき。
- ②以前に会員規約の違反等により、強制退会もしくは入会時に不許可の決定がなされたとき。
3. 管理者は、前項の結果を入会申込者に対し通知し、許可者に対しては、別紙「あいあい農園 会員許可書」を発行するものとする。

第7条 会員証の発行

管理者は、会員に対して会員証を発行するものとする。

会員は、本サービスを利用する場合には、会員証を携帯し、関係者から要請があった際にはこれを呈示ものとする。

会員は、第3者に会員証を譲渡・貸与することはできない。

会員でなくなった場合は、会員証を返却するものとする。

第8条 届出

会員は、住所及びその他、届出内容に変更のあった際は、速やかに届け出るものとする。

第9条 会員の資格期間

会員の資格期間は、入会后1年間とする。

第10条 本サービスの内容

別紙概要書のとおりとする。

ただし、次の点に留意すること。

- ①収穫物の宅配を希望する際の送料は、会員負担とする。
- ②収穫時期において、指定期間内に宅配依頼及び収穫されない作物については、管理者が処分する。
- ③特典であるゲストハウスの休憩利用は、1棟（約30㎡）を会員が共同で利用するものとする。
- ④特典については、初年度限定及び次年度以降変更となる場合がある。

第11条 利用の制限及び本サービス提供の中断

以下に該当する場合、本サービス及び諸施設の全部または一部を閉鎖もしくは休業することがある。

- ①気象災害やその他外因的事由により、災害が生じる恐れがある場合。
- ②施設の増改築、修繕、点検によりやむを得ない場合。
- ③その他重大な事由によりやむを得ない場合。

第12条 会費

会員は、会員許可書受理後、指定する期限までに会費年額60,000円(1区画)を指定口座へ振り込み(年一括払い)するものとする。管理者は、入金確認後、領収書を発行するものとする。

第13条 開園時間

農園の開園時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、事業等で開園時間を変更する場合はこの限りではない。

第14条 休園日

農園の休園日は、年末年始（12月28日から1月4日まで）及び農園メンテナンス日とする。ただし、毎週月曜日は、笠間クラインガルテン休園日のため、一部施設（クラブハウス、ゲストハウス等）の利用ができない。

第15条 退会

会員が退会を希望する場合は、退会事由発生後、速やかに所定の様式にて届け出るものとする。

会員が退会した場合は、既に受領した会費の払い戻し等は、一切行なわないものとする。

第16条 資格の喪失

会員が、第5条を遵守できない場合は、会員の資格を喪失させることがある。

第17条 免責

1. 管理者は、天候不順等の事由により、不作または収穫できない場合において、会費の返金等を行わないものとする。
2. 管理者は、台風・地震などの自然災害に起因する事故及び動物による被害、盗難による損害について、一切の責任を負わないものとする。

第18条 損傷

会員は、自らの責に帰する事由により、農園施設・貸与物または関連施設を損傷させた場合には、直ちに当該損傷箇所を修復するための費用を支払うものとする。

第19条 個人情報保護

管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、情報を適切に取り扱うものとする。

ただし、会員の生命・身体の保護のために必要があると判断した場合には、必要な範囲で開示、提供することがある。

第20条 規約の変更

管理者は、必要に応じて本規約を変更できるものとする。

変更した内容については、各会員へ周知する。

第21条 クーリングオフ

会員は、入会申込みを行った日から起算して8日以内であれば、所定の方法により入会を解除することができるものとする。

その際、既に受領した会費については、全額返金を行うものとする。

第22条 訴訟

会員と管理者との間で訴訟の必要が生じた場合、水戸地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、平成22年12月1日から実施する。

平成23年12月22日一部改正。